

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年) 8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成６年１２月町田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項の表１の部中「第３２号」を「第３３号」に、

「

２７	フェノール類	５以下	０．５以下
２８	銅及びその化合物	銅につき３以下	銅につき１以下
２９	亜鉛及びその化合物	亜鉛につき２以下	亜鉛につき１以下
３０	鉄及びその化合物（溶解性）	鉄につき１０以下	鉄につき３以下
３１	マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガンにつき１０以下	マンガンにつき１以下
３２	クロム及びその化合物	クロムにつき２以下	クロムにつき２以下

を

」

「

２７	１・４－ジオキサン	０．５以下	０．５以下
２８	フェノール類	５以下	０．５以下
２９	銅及びその化合物	銅につき３以下	銅につき１以下
３０	亜鉛及びその化合物	亜鉛につき２以下	亜鉛につき１以下
３１	鉄及びその化合物（溶解性）	鉄につき１０以下	鉄につき３以下
３２	マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガンにつき１０以下	マンガンにつき１以下
３３	クロム及びその化合物	クロムにつき２以下	クロムにつき２以下

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市下水道条例新旧対照表（改正後）

— 部分は改正部分

（下水の排除の制限）

第 1 1 条 次の表に定める基準に適合しない下水（法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水 1 リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水 1 リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等
1 下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 3 号までに掲げる物質	1 ～ 2 6	略	略	略
	2 7	1 ・ 4 - ジオキサン	0 . 5 以下	0 . 5 以下
	2 8	フェノール類	5 以下	0 . 5 以下
	2 9	銅及びその化合物	銅につき 3 以下	銅につき 1 以下
	3 0	亜鉛及びその化合物	亜鉛につき 2 以下	亜鉛につき 1 以下
	3 1	鉄及びその化合物（溶解性）	鉄につき 1 0 以下	鉄につき 3 以下
	3 2	マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガンにつき 1 0 以下	マンガンにつき 1 以下
	3 3	クロム及びその化合物	クロムにつき 2 以下	クロムにつき 2 以下
略	略	略	略	略